

大分市総合評価落札方式 ガイドライン

大分市総務部契約監理課

令和6年4月

目次

はじめに P	1
1. 総合評価落札方式とは		
(1) 総合評価落札方式の考え方 P	2
(2) 期待される効果 P	2
2. 本市の総合評価落札方式の概要		
(1) 適用基準 P	3
(2) 総合評価落札方式の型式 P	3
(3) 技術的要素の評価 P	3
(4) 落札者の決定方法 P	4
(5) 総合評価落札方式の手続き P	5
(6) その他 P	5
3. 技術評価項目		
(1) 土木工事の技術評価項目と配点 P	6
(2) 建築工事の技術評価項目と配点 P	7
(3) 設備工事の技術評価項目と配点 P	8
(4) 技術評価項目の留意点 P	9
4. 自己採点方式		
(1) 自己採点方式の導入について P	18

5. その他

- (1) 技術資料の虚偽記載等 P 20
- (2) 提案項目の履行義務 P 20
- (3) 提案項目不履行時のペナルティ P 20
- (4) 総合評価落札方式による一般競争入札に関わる事項の公表 . . . P 20
- (5) 入札参加者への評価内容の通知 P 20

6. 資料編

- (1) 自己採点表 P 21
- (2) 「現場代理人としての施工経験、工事成績が
評価対象となるための資格一覧表」 P 24

総合評価落札方式 Q & A P 25

はじめに

公共工事の減少等を背景に、過度な低価格競争による公共工事の品質低下が懸念される事態を是正するために、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とされています。

また、この品確法に基づいて同年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」では、「発注者が事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。」と示されました。

これらを踏まえて、本市では、地方自治法施行令第167条の10の2第1項による、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる。」と規定された総合評価落札方式を平成19年度から試行してきました。

その後、平成26年6月に品確法が改正され、将来にわたる公共工事の品質確保および地域における担い手の育成・確保等が盛り込まれ、低入札価格調査制度の活用によるダンピング受注の防止を徹底するため、総合評価落札方式の一部改正をおこなったものです。

このガイドラインは、本市の総合評価落札方式入札について理解してもらうため、総合評価落札方式に関する内容や技術資料作成にあたっての留意点などを取りまとめたものですが、あくまで標準的なものを記載していますので、詳細については入札案件の公告文や技術資料の作成方法等で確認してください。

※ 次項からは令和6年4月更新の内容と変わった箇所や新しく追加した項目等を朱書きで記載しています。

1：総合評価落札方式とは

(1) 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素である技術力等（技術的要素）を総合的に評価する落札方式です。価格と技術的要素の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行なうことを目的とします。

< 従来方式 >

< 総合評価落札方式 >



技術的要素 とは

●企業の技術力として

- ・施工上の工夫等に係る優れた技術提案、適切で確実な施工を行うための施工計画
- ・同種工事の施工実績や工事成績評定点、優良建設工事表彰の有無など
- ・配置予定技術者の施工経験、工事成績評定点、保有する資格、安全衛生教育の取り組み状況など

●企業の地域・社会貢献として

- ・災害時の活動体制、労働安全衛生の取り組み状況、市民協働のまちづくり活動の実績など

(2) 期待される効果

総合評価落札方式を実施することにより、次のような効果が期待されます。

- ・施工計画等の評価が落札要件となることから品質向上が図れる。
- ・成績評定が評価されることから、企業が良質な施工管理に努めるようになり、ひいては本市の発注する工事全般で良質なものができるようになる。
- ・くじ引きによる落札者決定案件が減少する。
- ・価格に技術的要素を加味することで談合防止に効果がある。
- ・災害時における地域防災を支える建設業の育成・確保が図れる。

2：本市の総合評価落札方式の概要

(1) 適用基準

本市の総合評価落札方式の適用基準は工事種別ごとに次の表を基本とします。試行運用中であることから、当該工事の現場条件や作業条件などを含めて総合的に勘案して執行しますが、設計金額が満たない工事であっても、工事内容や作業条件などにより執行する場合があります。

土木工事	土木一式	技術的工夫を要する工事で、設計金額が10,000万円以上のもの
	舗装	技術的工夫を要する工事で、設計金額が5,000万円以上のもの
	造園	技術的工夫を要する工事で、設計金額が5,000万円以上のもの
建築工事		技術的工夫を要する工事で、設計金額が15,000万円以上のもの
設備工事		技術的工夫を要する工事で、設計金額が5,000万円以上のもの

(2) 総合評価落札方式の型式

当該工事の規模や難易度（技術的な工夫の余地）に応じて、次の中から選択して執行します。

簡易型	技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事を対象とします。 提案項目においては、課題に対する施工上の工夫等に係る優れた「技術提案」を求めます。 企業評価項目においては、当該年度契約状況を除いた項目を対象とします。
特別簡易型	技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事を対象とします。 提案項目は対象外とします。 企業評価項目においては、当該年度契約状況を除いた項目を対象とします。
技術提案チャレンジ型	技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事を対象とします。 提案項目においては、設計図書（標準案）の範囲内で適切かつ確実に施工する能力の有無を確認するための「施工計画」を求めます。 企業評価項目においては、企業の施工能力の一部および配置予定技術者の能力を除いた項目を対象とします。

(3) 技術的要素の評価

総合評価落札方式における技術的要素については、次のように分類し、それぞれに係る評価項目を本市が案件ごとに選択して評価します。

提案項目	●技術提案（簡易型のみ）	工事における品質、安全、工程の各種管理や施工上配慮すべき事項・環境への配慮などについて、施工上の工夫等に係る優れた「技術提案」を求めます。
	●施工計画（技術提案チャレンジ型のみ）	工事における品質、安全、工程の各種管理や施工上配慮すべき事項・環境への配慮などについて、設計図書（標準案）の範囲内で適切かつ確実に施工する能力の有無を確認するための「施工計画」を求めます。
企業評価項目	●企業の施工能力 ●技術者の能力 ●地域・社会貢献	同種工事の施工実績、工事成績評定点など 施工経験、工事成績評定点、保有する資格、安全衛生教育の取り組みなど 災害時の活動体制、労働安全衛生や環境負荷に対する取り組み、市民協働のまちづくり活動など

(4) 落札者の決定方法

①落札候補者の決定

本市の総合評価落札方式は、除算方式と呼ばれる方式を採用し次の算式により評価値を算出します。
評価値の最も高い者を落札候補者とします。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点+加算点+施工体制評価点）}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

評価値の算出にあたっては次の事項を適用します。

- ・標準点は100点として入札参加資格の要件を満たす者全員に配点します。
- ・入札価格は消費税を除いた額とします。
- ・加算点は技術的要素の評価により、型式、工事種別に応じて次のとおり加算します。

	土木工事	建築工事	設備工事
簡易型	13.0~18.0点	13.0~18.0点	12.1~17.1点
特別簡易型	8.0点	8.0点	7.1点
技術提案チャレンジ型	8.0点	8.0点	7.1点

- ・施工体制評価点は8点とし、品質確保の実効性と施工体制確保の実効性を評価した値で、低入札価格調査基準価格以上の応札者に8点を加算する。
- ・評価値は小数点第5位までとします。（小数点第6位を四捨五入）
- ・技術資料の内容が欠格要件に該当する場合は無効とし、評価を行いません。
- ・配置予定技術者を配置することができなくなった場合は無効とし、評価を行いません。
- ・評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

②落札者の決定

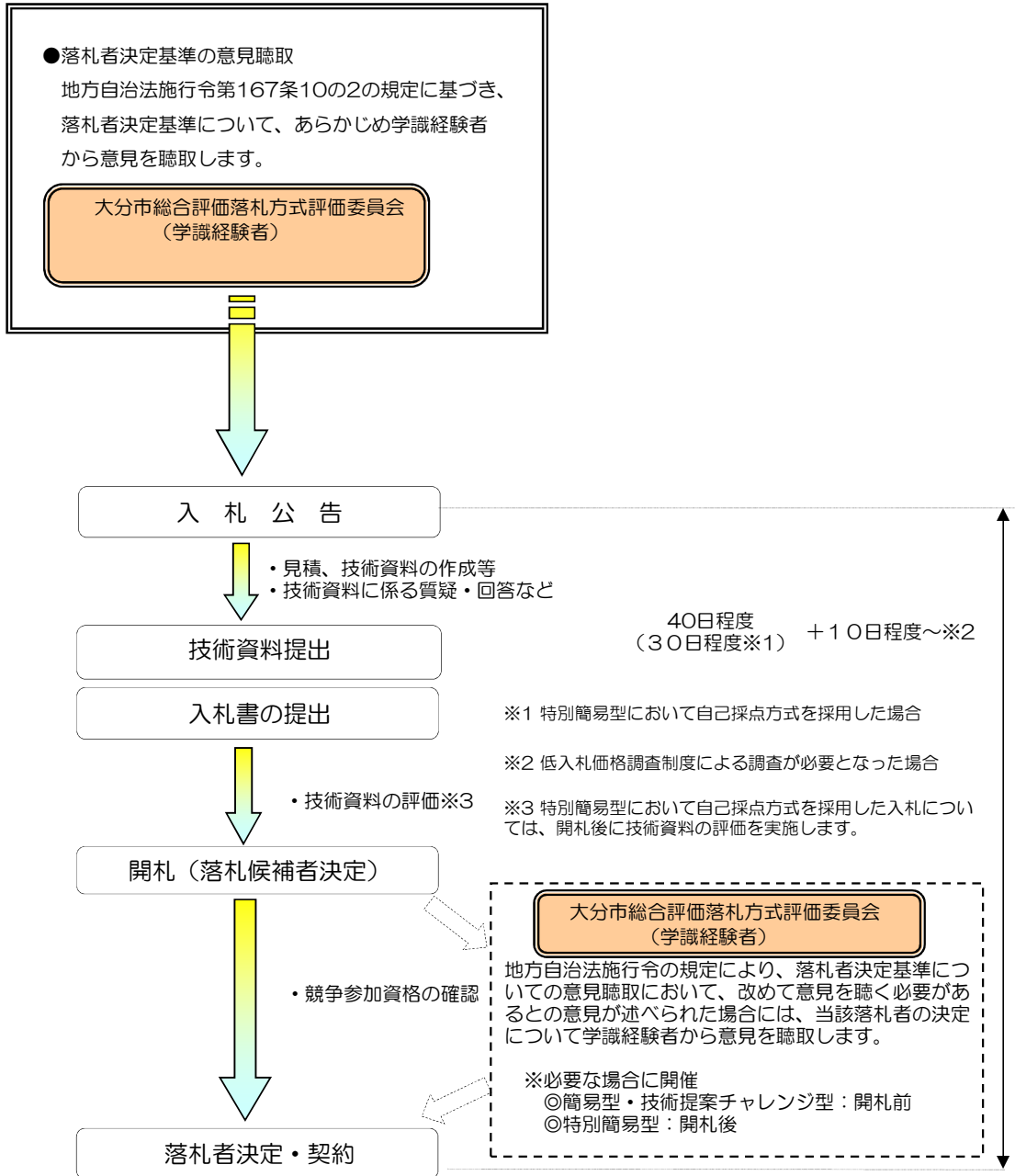
落札候補者が競争参加資格を有することを確認し、落札者として決定します。

(5) 総合評価落札方式の手続き

総合評価落札方式の契約手続きは、通常の契約手続き（要件設定型一般競争入札）に加え、入札参加者の技術資料を評価する期間が必要となります。

また、入札参加者においても、技術提案書の作成、提出が必要となります。

総合評価落札方式による契約手続きフローは次のとおりです。



(6) その他

建設工事請負契約書第10条に基づく建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、大分市（契約監理課）が発注する工事のうち、以下のいずれかに該当する場合は、当面の間、認めない工事として取り扱います。詳細については、公告文を確認してください。

- (1) 総合評価落札方式のうち、簡易型を適用する工事であるとき。
- (2) 低入札価格調査の対象工事であるとき。
- (3) その他特例監理技術者の配置を認めない工事に指定したものであるとき。

3：技術評価項目

(1) 土木工事の技術評価項目と配点

各型式技術評価項目及び配点は本表を標準とする。

		評価項目	評価基準	簡易型	特別簡易型	技術提案 チャレンジ型
提案項目	技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・工程管理 ・品質管理 ・環境への配慮や対策等 ・施工上配慮すべき事項等 上記から1～2項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての技術提案が優れていれば評価する。 (評価した提案ひとつにつき1点を加点する。)	5.0	—	—
				4.0	—	—
				3.0	—	—
				2.0	—	—
				1.0	—	—
				0.0	—	—
		小計(1項目5点×1～2項目)	()は、1項目を選定した場合の点数。	10.0(5.0)	—	—
提案項目	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・工程管理 ・品質管理 ・環境への配慮や対策等 ・施工上配慮すべき事項等 上記から原則1項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての施工計画が適切であれば評価する。 (提案された施工計画に対して2段階評価を行い加点する。)	—	—	5.0
				—	—	0.0
		小計		—	—	5.0
企業評価項目	企業の施工能力	当該年度契約状況 (過去3年度の平均契約額に対する当該年度契約額の割合)	0.2未満	—	—	1.2
			0.2以上0.4未満	—	—	0.9
			0.4以上0.6未満	—	—	0.6
			0.6以上0.8未満	—	—	0.3
			0.8以上	—	—	0.0
			同種工事の施工実績の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4	0.4	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
	過去の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5	1.5	—	
		77.5点以上80点未満	1.2	1.2	—	
		75点以上77.5点未満	0.9	0.9	—	
		72.5点以上75点未満	0.6	0.6	—	
		70点以上72.5点未満	0.3	0.3	—	
		未受注及び70点未満	0.0	0.0	—	
	品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3	
		なし	0.0	0.0	0.0	
過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4	0.4	—		
	なし	0.0	0.0	—		
指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内がない	0.0	0.0	0.0		
	指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内にある	-0.5	-0.5	-0.5		
		小計		3.0	3.0	1.5
配置予定技術者の能力	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8(0.4)	—	
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4	0.4(0.2)	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5	1.5(0.8)	—	
		77.5点以上80点未満	1.0	1.0(0.5)	—	
		75点以上77.5点未満	0.5	0.5(0.3)	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
	保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または技術士	0.5	0.5	—	
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.3	0.3	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.3	0.3	—		
	上記以外	0.0	0.0	—		
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.4	0.4	—		
	職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.2	0.2	—		
	上記以外	0.0	0.0	—		
		小計		3.5	3.5	—
地域・社会貢献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4	0.4	0.4	
		なし	0.0	0.0	0.0	
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.4	0.4	0.4	
		上記以外	0.0	0.0	0.0	
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3	
		エコアクション21の認証取得あり	0.2	0.2	0.2	
	なし	0.0	0.0	0.0		
市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4	0.4	0.4		
	なし	0.0	0.0	0.0		
		小計		1.5	1.5	1.5
		加算点合計	()は、1項目を選定した場合の点数。	18.0(13.0)	8.0	8.0

※個別の案件に係る最終的な評価項目・配点は、大分市総合評価落札方式評価委員会での審議を経て決定します。

(2) 建築工事の技術評価項目と配点

各型式技術評価項目及び配点は本表を標準とする。

		評価項目	評価基準	簡易型	特別簡易型	技術提案 チャレンジ型
提案項目	技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 工程管理 品質管理 環境への配慮や対策等 施工上配慮すべき事項等 上記から1～2項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての技術提案が優れていれば評価する。 (評価した提案ひとつにつき1点を加点する。)	5.0	—	—
				4.0	—	—
				3.0	—	—
				2.0	—	—
				1.0	—	—
		小計(1項目5点×1～2項目)	()は、1項目を選定した場合の点数。	10.0(5.0)	—	—
提案項目	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 工程管理 品質管理 環境への配慮や対策等 施工上配慮すべき事項等 上記から原則1項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての施工計画が適切であれば評価する。 (提案された施工計画に対して2段階評価を行い加点する。)	—	—	5.0
				—	—	0.0
				小計		—
企業評価項目	企業の施工能力	当該年度契約状況 (過去3年度の平均契約額に対する当該年度契約額の割合)	0.2未満	—	—	1.2
			0.2以上0.4未満	—	—	0.9
			0.4以上0.6未満	—	—	0.6
			0.6以上0.8未満	—	—	0.3
			0.8以上	—	—	0.0
		同種工事の施工実績の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8	—
			国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4	0.4	—
			上記以外	0.0	0.0	—
		過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5	1.5	—
			77.5点以上80点未満	1.2	1.2	—
			75点以上77.5点未満	0.9	0.9	—
			72.5点以上75点未満	0.6	0.6	—
			70点以上72.5点未満	0.3	0.3	—
		品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3
			なし	0.0	0.0	0.0
過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4	0.4	—		
	なし	0.0	0.0	—		
指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内がない	0.0	0.0	0.0		
	指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内にある	-0.5	-0.5	-0.5		
		小計		3.0	3.0	1.5
企業評価項目	配置予定技術者の能力	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8(0.4)	—
			国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4	0.4(0.2)	—
			上記以外	0.0	0.0	—
		過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5	1.5(0.8)	—
			77.5点以上80点未満	1.0	1.0(0.5)	—
			75点以上77.5点未満	0.5	0.5(0.3)	—
		保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または1級建築士	0.5	0.5	—
			該当する資格の保有期間が5年未満	0.3	0.3	—
		保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.3	0.3	—
			上記以外	0.0	0.0	—
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.4	0.4	—		
	職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.2	0.2	—		
		上記以外	0.0	0.0	—	
		小計		3.5	3.5	—
企業評価項目	地域・社会貢献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4	0.4	0.4
			なし	0.0	0.0	0.0
		労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.4	0.4	0.4
			上記以外	0.0	0.0	0.0
		環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3
			エコアクション21の認証取得あり	0.2	0.2	0.2
市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4	0.4	0.4		
	なし	0.0	0.0	0.0		
		小計		1.5	1.5	1.5
		加算点合計	()は、1項目を選定した場合の点数。	18.0(13.0)	8.0	8.0

※個別の案件に係る最終的な評価項目・配点は、大分市総合評価落札方式評価委員会での審議を経て決定します。

(3) 設備工事の技術評価項目と配点

各型式技術評価項目及び配点は本表を標準とする。

評価項目		評価基準	簡易型	特別簡易型	技術提案 チャレンジ型	
提案項目	技術提案 ・安全管理 ・工程管理 ・品質管理 ・環境への配慮や対策等 ・施工上配慮すべき事項等 上記から1～2項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての技術提案が優れていれば評価する。 (評価した提案ひとつにつき1点を加点する。)	5.0	—	—	
			4.0	—	—	
			3.0	—	—	
			2.0	—	—	
			1.0	—	—	
			0.0	—	—	
	小計(1項目5点×1～2項目)		()は、1項目を選定した場合の点数。	10.0(5.0)	—	—
	施工計画 ・安全管理 ・工程管理 ・品質管理 ・環境への配慮や対策等 ・施工上配慮すべき事項等 上記から原則1項目を選定	施工計画に関する技術的所見の説明内容を理解し、施工上の課題に対しての施工計画が適切であれば評価する。 (提案された施工計画に対して2段階評価を行い加点する。)	—	—	4.5	
			—	—	0.0	
	小計		—	—	4.5	
企業評価項目	過去3年度の平均契約額に対する当該年度契約額の割合	0.2未満	—	—	1.2	
		0.2以上0.4未満	—	—	0.9	
		0.4以上0.6未満	—	—	0.6	
		0.6以上0.8未満	—	—	0.3	
		0.8以上	—	—	0.0	
		同種工事の施工実績の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり 国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり 上記以外	0.8 0.4 0.0	0.8 0.4 0.0	— — —
	過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5	1.5	—	
		77.5点以上80点未満	1.2	1.2	—	
		75点以上77.5点未満	0.9	0.9	—	
		72.5点以上75点未満	0.6	0.6	—	
		70点以上72.5点未満	0.3	0.3	—	
		未受注及び70点未満	0.0	0.0	—	
	品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3	
		なし	0.0	0.0	0.0	
	過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4	0.4	—	
		なし	0.0	0.0	—	
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内がない	0.0	0.0	0.0	
		指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内にある	-0.5	-0.5	-0.5	
小計		—	—	1.5		
配置予定技術者の能力	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8 (0.4)	—	
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4	0.4 (0.2)	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5	1.5 (0.8)	—	
		77.5点以上80点未満	1.0	1.0 (0.5)	—	
		75点以上77.5点未満	0.5	0.5 (0.3)	—	
	保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または技術士	0.5	0.5	—	
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.3	0.3	—	
		上記以外	0.0	0.0	—	
	保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	—	—	—	
上記以外		—	—	—		
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育を受講している	0.2	0.2	—		
	上記以外	0.0	0.0	—		
小計		—	—	—		
地域・社会貢献	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4	0.4	0.4	
		なし	0.0	0.0	0.0	
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	—	—	—	
		上記以外	—	—	—	
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3	0.3	0.3	
		エコアクション21の認証取得あり	0.2	0.2	0.2	
市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4	0.4	0.4		
	なし	0.0	0.0	0.0		
小計		—	—	1.1		
加算点合計		()は、1項目を選定した場合の点数。	17.1(12.1)	7.1	7.1	

※個別の案件に係る最終的な評価項目・配点は、大分市総合評価落札方式評価委員会での審議を経て決定します。

(4) 技術評価項目の留意点

ここでは、技術評価項目についての説明や留意事項等を記載しますが、評価基準、配点などの諸条件は発注案件により変更する場合がありますので、詳細については、工事ごとに入札公告文の「技術資料の作成方法等」を確認してください。

提案項目

- ・簡易型および技術提案チャレンジ型が対象で、現場条件や作業条件等を踏まえて設定する課題について、施工上の工夫等に係る優れた技術提案または適切で確実な施工を行うための施工計画を求めることにより、適正な施工管理や周辺住民への影響の低減、工事の品質向上を図ります。
- ・下表の5つの評価項目の中から1～2項目を選定し、それぞれに課題を設定します。
- ・簡易型は、ひとつの評価項目の課題に対して5個までの提案をすることができます。
- ・技術提案チャレンジ型は、課題に対して適切かつ確実な施工を行うための施工計画を求めます。
- ・簡易型は、評価された提案ひとつにつき1点を加点します。
- ・技術提案チャレンジ型は、提案された施工計画の2段階評価を行い、評価に応じた加点をします。

評価項目	内容	配点
安全管理	安全管理・対策に関しての手法、所見	簡易型 5点または10点 (5点×1～2項目) 技術提案チャレンジ型 5点(4.5点)※
工程管理	適切な工程管理のための手法、所見	
品質管理	品質向上を図るための手法、所見	
環境への配慮や対策等	騒音、粉塵対策などの手法、所見	
施工上配慮すべき事項等	施工上想定される課題等に対する手法、所見	

※技術提案チャレンジ型における設備工事の配点は、4.5点となります。

技術提案および施工計画に関する作成要領及び留意事項

★作成要領（簡易型）

- ・設計条件や現場条件等を考慮し、提示される着目点を踏まえた技術提案を記載してください。
- ・提案内容は、履行の確認ができるものとし、具体的に記載してください。
- ・設計図書、共通仕様書、特記仕様書等に記載されているものは評価の対象となりません。

★作成要領（技術提案チャレンジ型）

- ・設計条件や現場条件等を考慮し、提示される着目点を踏まえた施工計画を記載してください。
- ・施工計画は、履行の確認ができるものとし、具体的に記載してください。
- ・設計図書、共通仕様書、特記仕様書等に基づいていないものは評価の対象となりません。

★留意事項（共通）

- ・未提出（未記入を含む）の場合は、入札を無効として取り扱います。
- ・評価に当たっては、履行の確実性を考慮しますので「～するよう努力する」、「必要に応じ～する」などの抽象的な表現は評価しない場合があります。具体的な方法や目標値などで示してください。

★留意事項（簡易型）

- ・品質管理に対する提案は品質向上を図るための手法や所見を求めることから、過剰な性能を有する資材を使用するなどのオーバースペックと判断される提案は評価しません。

★留意事項（技術提案チャレンジ型）

- ・設計図書（標準案）の範囲内での施工計画とし、課題に対して配慮すべき事項とは異なる内容の提案、現地施工条件に合致しない提案は評価しません。

企業評価項目

- 企業評価項目として、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域・社会貢献」において入札参加者の技術的能力や地域との結びつきを評価し、工事の品質向上を図ります。

企業の評価項目は次の3つに区分しています。

- ① 同種工事の施工実績や工事成績評定点の平均値を求める「企業の施工能力」
- ② 同種工事の施工経験や工事成績評定点を求める「配置予定技術者の能力」
- ③ 災害時の活動体制や市民協働のまちづくり活動などを求める「地域・社会貢献」

① 企業の施工能力

- 当該年度契約状況（過去3年度の平均契約額に対する当該年度契約額の割合）※技術提案チャレンジ型のみ
過去3年度の大分市発注の工事における平均契約額における、当該年度契約額の割合が低い者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配 点
当該年度契約状況 過去3年度の平均契約額に対する当該年度契約額の割合	同業種における当該年度契約額 ÷ 過去3年度の平均契約額による5段階評価	1.2点

- 当該年度契約額は、技術資料提出期限日までに、大分市（契約監理課）にて開札が実施された工事の合計額とします。過去3年度の平均契約額は、当該年度を除く過去3年度において、大分市（契約監理課）で開札を実施した工事の契約額合計を対象年度数で除した平均契約額とします。原則として個別の案件に該当する業種の契約額を対象としますが、案件によっては業種を問わない場合がありますので公告文で確認してください。
- 当該年度契約額は、受注時の等級に関係なく対象となります。
- 大分市長名で通知された工事成績評定通知書に、建設工事の種類を記載しておりますので確認してください。
- 上下水道局発注の工事は対象外です。
- 契約書等の写しは添付する必要はありません。
- 対象工事（該当する業種）の契約額は、技術資料提出時における最新の契約額を記載してください。
- 対象工事（該当する業種）が特定建設工事共同企業体での契約の場合は、出資比率を確認できる資料の添付が必要です。出資比率で按分した結果の1円未満を切捨てた契約額が対象となります。
- 対象工事（該当する業種）の契約額を記載していない場合は最低評価とします。
- 対象工事（該当する業種）の契約額を記載してその割合に誤謬があった場合や対象外工事（期間等）の契約額を記載した場合の取り扱いは次のとおりとします。
 - ア) 実際の配点区分内に収まる割合で記載されている場合は、その割合で評価します。
 - イ) 実際の配点区分より低い配点区分の割合で記載されている場合は、その割合で評価します。
 - ウ) 実際の配点区分より高い配点区分の割合で記載されている場合は、最低評価とします。

- 同種工事の施工実績の有無

過去一定期間内に同種工事の施工実績のある者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配 点
同種工事の施工実績の有無	過去一定期間内の同種工事の施工実績の有無などにより3段階評価	0.8点

- 過去一定期間については個別の案件ごとに設定します。
- 個別の案件によっては、求める同種工事に最終の契約額や工種を設定する場合があります。

- ・土木工事における、同種工事の扱いは原則として次のとおりとします。

求める同種工事	施 工 内 容
下水道工事	下水道本管（公共下水道、一般下水道、農業集落排水）の新規埋設（開削・推進工法）
下水道推進工事等	下水道本管（公共下水道、一般下水道、農業集落排水）または、上水道本管（上水道、工業用水道）の新規埋設（推進工法）
道路改良工事	道路（都市計画道路・区画整理事業の街路等を含む）の新設・拡幅・歩道設置工事等
電線共同溝工事	電線共同溝、C.Cボックスの新規設置工事
舗装工事	道路、駐車場等のアスファルト舗装、ブロック・タイル系舗装等の舗装新設・打ち替え・オーバーレイ工事
河川工事	河川の築堤・護岸・樋門・水門工事
造園工事	公園、広場などの植栽・築山・特殊舗装（平板敷設、土舗装等）工事
橋梁修繕工事	橋梁(上部工又は下部工)の新設、拡幅、補修、補強工事

複数の工種を同時施工している場合は、上表の「施工内容」に該当すれば評価します。

ただし、次のような場合は該当しないものとします。

1. 他の工事に伴う、既存の下水道施設、電線共同溝施設などの復旧工事。
 2. 他の工事に伴う、既存の舗装の原形復旧又は新設の舗装工事。
- ・建築、設備工事においては、同種工事の扱いは公告文で確認してください。
 - ・特殊な土木工事においては、別途定める場合がありますので公告文で確認してください。
 - ・同種工事の実績を証明するものとして契約書の写し及び施工内容・規模等が判断できる書類（設計図書のうち、施工内容・規模等が記載されている箇所の写し等）を添付してください。ただし、CORINSの工事実績データで施工内容・規模等が確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
 - ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は、実績は無いものとみなします。
 - ・工事名称だけでは評価できませんので必ず工事内容が確認できる資料を添付してください。
 - ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●工事成績評定点の平均値

過去3年度の大分市発注の工事での工事成績評定点の平均値が高い者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配 点
工事成績評定点の平均値	同業種の過去3年度の工事成績評定点の平均値で6段階評価	1.5点

- ・当該年度を除く過去3年度間に完成検査を実施した工事の成績評定点（注）で、原則として個別の案件に該当する業種の成績評定点を対象としますが、案件によっては業種を問わない場合がありますので公告文で確認してください。
- ・大分市長名で通知された工事成績評定通知書に、建設工事の種類を記載しておりますので確認してください。
（注）当該年度の前年度末に完成通知を行い、当該年度に完成検査を受けた工事は対象とします。
（注）「土木一式工事」については、請負代金額3千5百万円以上の工事成績評定点に限ります。
- ・上下水道局発注の工事は対象外です。
- ・工事成績評定通知書の写しは添付する必要はありません。
- ・対象工事（該当する業種）の成績評定点を記載していない場合は最低評価とします。
- ・対象工事（該当する業種）の成績評定点を記載してその平均値に誤謬があった場合や対象外工事（期間等）の評定点を記載した場合の取り扱いは次のとおりとします。
ア) 実際の配点区分内に収まる平均値で記載されている場合は、その平均値で評価します。
イ) 実際の配点区分より低い配点区分の平均値で記載されている場合は、その平均値で評価します。
ウ) 実際の配点区分より高い配点区分の平均値で記載されている場合は、最低評価とします。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●品質管理に対する取り組み

ISO9001の認証取得のある者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
品質管理に対する取り組み	ISO 9001の認証取得の有無により2段階評価	0.3点

- ISO9001の認証書（登録証）の写し（公告日において有効なものに限る）の添付が必要です。
- 認証書（登録証）の写しの添付漏れや有効期限が切れている場合、取得の事実が確認できない場合は評価しません。
- 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●大分市優良建設工事表彰の有無

過去5年度に大分市優良建設工事表彰を受けている者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
大分市優良建設工事表彰の有無	大分市優良建設工事表彰の有無により2段階評価	0.4点

- 過去5年度分と当該年度は公告日までに表彰されていれば対象となります。
- 対象となる表彰は原則として、個別の案件と同じ業種での表彰とします。
- 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●指名停止の有無

一定期間内の指名停止の措置状況により評価を減じます。

評価項目	内 容	配点
指名停止の有無	指名停止の有無により2段階評価	-0.5点

- 開札予定日が減点対象期間にある場合は対象となります。
- 減点対象期間とは、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止期間に付加期間を加えた期間とします。
- 付加期間とは指名停止期間と同じ期間となります。
- 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員及びその他構成員の実績等が評価対象となります。



【 指名停止措置による減点の対象事例 】

	H29.4.1	開札予定日 H29.10.20
事例1 減点対象措置なし		
事例2 減点対象 (0.5点減点)		

② 配置予定技術者の能力

●同種工事の施工経験の有無

過去一定期間内に同種工事の施工経験のある技術者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
同種工事の施工経験の有無	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無などにより3段階で評価	0.8点

- ・施工経験とは、元請工事において、主任（監理）技術者（特例監理技術者、監理技術者補佐を含む）又は現場代理人、担当技術者のいずれかで工期の1/2以上かつ完成検査まで従事した場合とします。なお、個別の案件により最終の契約額または施工規模等を設定します。
- ・監理技術者補佐の評価は、主任（監理・特例監理）技術者又は現場代理人、担当技術者の評価の概ね1/2の評価とします。
- ・同種工事の扱いは、「①企業の施工能力●同種工事の施工実績の有無」の扱いに準じます。
- ・同種工事の経験を証明するものとして工事契約書の写し及び現場代理人、主任技術者等選任（変更）通知書の写しを添付してください。ただし、CORINSの工事実績データにより確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
- ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は、実績は無いものとみなします。
- ・工事名称だけでは評価できませんので必ず工事内容が確認できる資料を添付してください。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●工事成績評定点の最高点

過去5年度の大分市の工事成績評定点の高得点者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
工事成績評定点の最高点	過去5年度の工事成績評定点の最高点により4段階評価	1.5点

- ・主任（監理）技術者（特例監理技術者、監理技術者補佐を含む）又は現場代理人として完成検査まで従事した大分市発注の工事成績評定点で、当該年度を除く過去5年度間に完成検査を行い工事成績評定通知を受けたものが対象（注）です。担当技術者の場合は評定点の対象となりません。
- （注）・・・当該年度の前年度末に完成通知を行い、当該年度に完成検査を受けた工事は対象とします。
- ・監理技術者補佐の評価は、主任（監理・特例監理）技術者又は現場代理人の評価の概ね1/2の評価とします。
- ・個別の案件に該当する業種の成績評定点を対象としますが、案件が土木工事においてのみ、土木一式、舗装、造園、とび・土工・コンクリート（解体工事は除く）、しゅんせつ工事の評定点も対象とします。
- ・従事したことを証明するものとして工事契約書の写し及び現場代理人、主任技術者等選任（変更）通知書の写しを添付してください。ただし、CORINSの工事実績データにより確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
- ・CORINSの工事実績データまたは添付資料により同種工事の条件を満足することを確認できない場合は実績は無いものとみなします。
- ・上下水道局発注の工事は対象外です。
- ・工事成績評定通知書の写しは添付する必要はありません。
- ・現場代理人としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とします。（別添「現場代理人としての施工経験、工事成績が評価対象となるための資格一覧表」による。）
- ・監理技術者補佐としての施工経験は、当該業種（工種）に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とします。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●保有する資格

保有する資格の種類、保有年数により優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
保有する資格	保有する資格、保有年数により3段階評価	0.5点

- ・技術士は保有年数を問わず最高評価とします。
- ・公告日現在を基準とします。
- ・証明書等の写しの添付が必要です。添付漏れや事実と異なる記載が判明した場合は最低評価とします。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況

保有資格に対するCPD取得状況に応じて優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数取得で2段階評価	0.3点

- ・取得証明書の写しの添付が必要です。
- ・添付漏れや事実と異なる記載が判明した場合は評価しません。
- ・取得証明書の証明日は当該年度の4月1日以降技術資料等の提出期限までの間のものに限りです。
- ・証明期間は公告文で確認してください。
- ・設備工事においては評価対象外項目となります。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

●安全衛生教育の取り組み状況

職長・安全衛生責任者教育や現場管理者統括管理講習の受講状況に応じて優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育受講、現場管理者統括管理講習の有無により2段階もしくは3段階評価	0.4点または0.2点

- ・平成18年3月以前に「職長教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講している場合は、平成18年4月以降に「職長のためのリスクアセスメント教育」を受講していれば評価します。
- ・受講終了証の写しを添付してください。
- ・受講終了証の写しの添付漏れや内容が確認できない場合、事実と異なる記載の場合は評価しません。
- ・平成18年3月以前に「職長教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講しており、平成18年4月以降の「職長のためのリスクアセスメント教育」の受講がある場合は、両方の受講終了証の写しを添付してください。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の実績等が評価対象となります。

③ 地域・社会貢献

●災害時の活動体制の有無

集団災害時における活動協定等を結んでいる者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
災害時の活動体制の有無	集団災害時における活動協定等の有無で2段階評価	0.4点

- ・ 国、県、市と大分市内を対象とした集団災害時における応急復旧工事等についての協定書等の写し（公告日において有効な協定を交わしている場合に限る）の添付が必要です。
- ・ 協定の相手方が団体等の場合は当該団体の証明が必要となりますので、技術資料様式に証明をもらい、その写しを添付してください。
- ・ 証明日については当該年度の4月1日以降技術資料等の提出期限までの間のものを有効とします。
- ・ 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又はその他構成員の実績等が評価対象となります。

●労働安全衛生の取り組み状況

総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修の受講の有無で2段階評価	0.4点

- ・ リスクアセスメント研修の受講終了証の写しを添付してください。
- ・ 研修受講者が当該社員であることを証明するものとして健康保険証の写しを添付してください。
- ・ 受講終了証の写しの添付漏れや内容が確認できない場合、事実と異なる記載の場合は評価しません。
- ・ 健康保険証の写しの添付漏れの場合は評価しません。
- ・ 設備工事においてはリスクアセスメント講習は評価対象外となります。
- ・ 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又はその他構成員の実績等が評価対象となります。

●環境負荷に対する取り組みの有無

ISO14001またはエコアクション21の認証取得のある者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001またはエコアクション21の認証取得の有無により3段階評価	0.3点

- ・ 認証書（登録証）の写し（公告日において有効なものに限る）の添付が必要です。
- ・ ISO14001とエコアクション21両方を取得している場合でも配点は0.3点とします。
- ・ 認証書（登録証）の写しの添付漏れや有効期限が切れている場合、取得の事実が確認できない場合は評価しません。
- ・ 特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又はその他構成員の実績等が評価対象となります。

●市民協働のまちづくり活動の実績の有無

大分市が掲げる「市民協働のまちづくり」のなかの、「日本一きれいなまちづくり」や「地域コミュニティの再生」の主旨に沿った活動を実施していれば優位に評価します。

評価項目		配点
市民協働のまちづくり活動の実績の有無	大分市内における公共空間の清掃活動や小規模集落における支援活動等の実績の有無で2段階評価	0.4点

- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又はその他構成員の実績等が評価対象となります。
- ・該当する活動は次の4つで、ひとつでも該当すれば評価します。

- A：「きれいにしょうえおおい推進事業」の合意を結んでおり、前年度の活動実績がある。
 B：公的機関とアダプト（里親）事業の協定書を結び、前年度の活動実績がある。
 C：公共空間の清掃活動実績がある。
 D：「頑張る集落たすく隊事業」により、小規模集落においての清掃、草刈等の活動実績がある。

※金銭の授受が伴う活動は対象としません。

- A：「きれいにしょうえおおい推進事業」の合意を結んでおり、前年度の活動実績がある。

提出資料 ⇒ ①活動報告書

- ・活動報告書はごみ減量推進課の受付印があるものに限りです。
- ・提出資料の写しの添付がないと評価しません。

※「きれいにしょうえおおい推進事業」は本市のごみ減量推進課が推進している事業です。
 詳細は本市のホームページをご覧ください。

トップページ 「くらし・手続き」⇒「ごみ・リサイクル」⇒「ポイ捨て等の防止・清掃活動」

- B：公的機関とアダプト（里親）事業の協定書を結び、前年度の活動実績がある。

提出資料 ⇒ ①協定書等 ②活動計画書、報告書等 ③技術資料様式

- ・公的機関と公共空間における清掃・草刈り活動の協定を結び、前年度に協定に沿った活動を実施していれば評価します。
- ・協定書、活動報告書の写しの添付、技術資料様式の提出がない場合は評価しません。
- ・技術資料様式は全ての活動状況をカラー写真で提出してください。
- ・協定書は公告日において有効である場合に限りです。

- C：公共空間の清掃（草刈を含む）活動実績がある。

提出資料 ⇒ ①技術資料様式

- ・公的機関との活動協定等がない場合の自主的な活動で、次のいずれかに該当すれば評価します。
 - ア) 前年度において継続実施している。
 - イ) 公告日から過去1年間において継続実施している。
 ※継続実施とは2ヶ月に1回以上の活動を継続して行っていることとします。
- ・すべての活動を複数名で実施していなければ評価しません。
- ・技術資料様式の添付がない場合や記載漏れがある場合は評価しません。
- ・技術資料様式は全ての活動状況をカラー写真で提出してください。

D：「頑張る集落たすく隊事業」により、小規模集落において清掃、草刈等の活動実績がある。

提出資料 ⇒ ①集落支援活動実績書

- ・「頑張る集落たすく隊事業」における活動で、次のいずれかに該当すれば評価します。
 - ア) 前年度において活動実績がある。
 - イ) 公告日から過去1年間において活動実績がある。
- ・集落支援活動実績書の写しの添付がない場合や記載漏れがある場合は評価しません。
- ・集落支援活動実績書に添付する写真はカラー写真で提出してください。
- ※「頑張る集落たすく隊事業」は本市の市民協働推進課及び各支所、出張所が推進している事業です。詳細は本市のホームページをご覧ください。
- トップページ 「くらし・手続き」⇒「市民参加・ボランティア」⇒「市民参加・参画・協働」
⇒「市民協働のまちづくり」⇒「地域コミュニティの再生」

●特定工事の受注実績の有無

特定工事の受注実績がある者を優位に評価します。

評価項目	内 容	配点
特定工事の受注実績の有無	2件以上の受注実績あり	0.5点
	1件の受注実績あり	0.3点
	上記以外	0.0点

- ・令和6年度から特定工事の指定を行い、その受注実績を令和7年度から評価します。
- ・特定工事の受注実績は、企業評価項目の地域・社会貢献において簡易型、特別簡易型、技術提案チャレンジ型を適用する工事で評価します。
- ・特定工事の指定は、道路改良、農業土木、橋梁修繕、河川改良、災害復旧、電線共同溝等で行います。
- ・特定工事は、災害復旧工事や現場制約の大きい市街地内での工事等の現場条件が厳しい工事を発注者が指定し、その旨を特記仕様書及び入札公告文に明記します。
- ・当該年度を除く過去2年度間に完成検査を行った特定工事が対象となります。
(注) ・ ・ 当該年度の前年度末に完成通知を行い、当該年度に完成検査を受けた工事は対象とします。
- ・特定工事の施工を証明するものとして工事契約書に加え特定工事であることが明記された特記仕様書又は入札公告文の写しを添付してください。ただし、工事契約書については、CORINSの工事実績データにより確認できる場合はCORINSの工事実績データを提出することができます。
- ・CORINSの工事実績データにより特定工事の施工・完了を確認できない場合は、実績は無いものとみなします。
- ・特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員又はその他構成員の実績等が評価対象となります。

4：自己採点方式

(1) 自己採点方式の導入について

- ・総合評価落札方式における落札決定までの期間短縮を図るため、本市が発注する総合評価落札方式のうち、特別簡易型を選択する工事について、「自己採点方式」を導入します。
- ・「自己採点方式」とは、「自己採点表」と「入札価格」をもとに落札者を決定する方式をいう。

●審査及び落札者の決定について

1. 入札参加者から提出された「自己採点表」の技術評価点（標準点＋加算点合計）と「入札価格」をもとに、入札参加者全員の「仮の評価値」を算出します。なお、自己採点表の加算点合計欄が未記入の場合は、0点で「仮の評価値」を算定します。
2. 仮の評価値算出後、入札参加者から提出された技術資料等を予定価格の制限の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、仮の評価値が最も高い入札参加者を、「最高評価値者」とします。
3. 最高評価値者の技術評価項目及び自己採点表の審査を行います。
4. 審査により、自己採点等に誤りがない場合、または自己採点に誤りがあった場合でも最高評価値者が入れ替わらなかった場合は、この最高評価値者が競争参加資格を有することを確認し、落札者として決定します。
5. 審査の結果、最高評価値者が入れ替わった場合は、順次、新たな最高評価値者の審査を行います。なお、最高評価値者が2者以上となる場合は、くじにより落札者を決定します。
6. 自己採点表の未提出については、入札を無効とします。

●自己採点表の審査について

1. 企業評価項目の自己採点に誤りがあった場合の取扱いについては、以下の通りとします。

- | | |
|--|---|
| ① 過大な自己採点 | ・・・ 当該項目を0点 ^{※1} で評価します。 |
| ② 過小な自己採点 | ・・・ 評価を修正しません。（自己採点を上限とします。） |
| ③ 配点の上限値を超える自己採点 | ・・・ 当該項目を0点で評価します。 |
| ④ 自己採点の結果が記載されていない項目
（内容が確認できない場合を含む） | ・・・ 当該項目を最も低い評価 ^{※2} として評価します。 |

次頁、「自己採点方式の審査イメージ」を参照願います。

※1 評価項目「指名停止の有無」において、過大な自己採点があった場合は、「－0.5点」で評価します。

※2 評価項目「指名停止の有無」では、最も低い評価として、「－0.5点」で評価します。

●自己採点表の審査結果の通知及び自己採点表の添削申請について

1. 審査結果の通知は原則致しません。但し、落札者決定日から2週間以内に書面による申し出があれば、審査結果を後日通知します。
2. 自己採点方式では、原則として最高評価値者の提出した技術資料のみを審査します。このため、最高評価値者以外の入札参加者の自己採点表の審査は行いません。このため、自己採点表の添削を希望する場合は、落札者決定日から2週間以内に書面による申し出があれば、添削結果を後日通知します。
3. 通知された内容について説明を求める場合は、原則、通知日から2週間以内であれば説明いたします。

自己採点方式の審査イメージ

自己採点表

工事名： _____
 会社名： _____

自己採点（応募者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

	評価項目	評価基準	配点	自己採点 (応募者)	評価結果 (発注者)
企業 の 技術力	同種工事の施工実績の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8	0.8
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5	1.5	1.2 ← 発注者の審査 ↓ 0.0 ← 最終評価
		77.5点以上80点未満	1.2		
		75点以上77.5点未満	0.9		
		72.5点以上75点未満	0.6		
		0.3			
	品質管理に対する取り組み	① 過大な自己採点の場合 入札者の自己採点より発注者の審査の評価が低い場合、「0点」とする。 入札者の自己採点「1.5点」 発注者の審査「1.2点」 最終評価「0.0点」	0.3	0.3	0.3
	過去5年度の大分市優良企業に選出された有無	0.4	0.0	0.0	
指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内 にない 指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内 にある	0.0	-0.5(減点)	-0.5	
加算点小計			3.0	2.6	0.6
企業 評価項目	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8	0.8	0.8
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5	1.0	1.5 ← 発注者の審査 ↓ 1.0 ← 最終評価
		77.5点以上80点未満の評価あり	1.0		
		75点以上77.5点未満の評価あり	0.5		
		0.0			
	保有する資格	② 過小な自己採点の場合 入札者の自己採点より発注者の審査の評価が高い場合、自己採点を上限とする。 入札者の自己採点「1.0点」 発注者の審査「1.5点」 最終評価「1.0点」	0.5	0.5	0.5
	保有資格の継続教育（C） 状況	0.3	0.0	0.3	
	安全衛生教育の取り組み状況	上記以外	0.0	0.3	0.3
職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している		0.4	0.4	0.4	
職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している		0.2	0.4	0.4	
加算点小計			3.5	3.0	3.0
地域・ 社会貢献度	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4	0.4	0.4
		なし	0.0	↓ 配点の上限「0.4」	
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.4	0.5	0.0 ← 最終評価
		③ 配点の上限値を超える自己採点の場合 入札者の自己採点が発注者の配点基準を上回っている場合、0点とする。 (審査を行わない入札者も含む)	0.0	0.3	0.3
	環境負荷に対する取り組み	0.2	0.3	0.3	
	市民協働のまちづくり活動	0.4	0.4	0.4	
加算点小計			1.5	1.6	1.1
加算点合計			8.0	7.2	4.7

審査後の得点で再計算を行い、評価値が1位であることの確認を行う。
 2位の者と順位が入れ替われば、新たに1位となった者の自己採点表の審査を行う。
 なお、1位の者が2者以上となる場合は、くじにより決定します。

5：その他

(1) 技術資料の虚偽記載等

総合評価落札方式においては、提出される技術資料は落札者決定の要素のひとつであり、競争入札の公平性が担保される必要があります。そのため、技術資料の虚偽記載があった場合は、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領に基づく指名停止を行う場合があります。

(2) 提案項目の履行義務

提案項目における技術提案または施工計画は落札者決定要素のひとつであり、競争入札の公平性を確保するため、落札者は技術提案または施工計画に基づき施工しなければなりません。

(3) 提案項目不履行時のペナルティ

簡易型の技術提案で、加点された提案内容を履行できなかった場合は、1提案につき2点を工事成績評定から減点します。また、技術提案チャレンジ型の施工計画で、加点された施工計画の履行できなかった場合は、成績評定の考査項目に反映します。ただし、現場条件等が著しく変わり履行することが困難となった場合はこの限りではありません。

(4) 総合評価落札方式による一般競争入札に関わる事項の公表

総合評価落札方式における手続きの透明性・公平性を確保するために、入札公告により落札者決定基準等を明らかにし、落札結果とともに技術評価点及び評価値を公表します。

(5) 入札参加者への評価内容の通知（自己採点方式を採用した案件は除く）

- 提案項目及び企業評価項目の評価内容については落札者決定後、入札参加者に対し書面により通知します。
- 技術資料の内容が欠格要件に該当する場合や入札を辞退した場合は通知しません。
- 通知された内容について説明を求める場合は、原則、通知日から2週間以内であれば説明いたします。
※提案項目については、採否の理由説明は行いません。

6：資料編

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応募者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

評価項目		評価基準	配点	自己採点 (応募者)	評価結果 (発注者)
企業 の 技術力	同種工事の施工実績の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満	1.2		
		75点以上77.5点未満	0.9		
		72.5点以上75点未満	0.6		
		70点以上72.5点未満	0.3		
		未受注及び70点未満	0.0		
	品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3		
		なし	0.0		
	過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4		
		なし	0.0		
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内がない	0.0		
指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内にある		-0.5(減点)			
加算点小計			3.0		
企業 評価 項目	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	大分市内での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		大分市外での国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満の評価あり	1.0		
		75点以上77.5点未満の評価あり	0.5		
		上記以外(成績なし)	0.0		
	保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または技術士	0.5		
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.3		
		上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.3		
		上記以外	0.0		
	安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括管理講習を受講している	0.4		
		職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統括管理講習を受講している	0.2		
上記以外		0.0			
加算点小計			3.5		
地域・ 社会 貢献度	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4		
		なし	0.0		
	労働安全衛生の取り組み状況	総合事業者のためのリスクアセスメント研修を受講している	0.4		
		上記以外	0.0		
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3		
		エコアクション21の認証取得あり	0.2		
		なし	0.0		
	市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4		
なし		0.0			
加算点小計			1.5		
加算点合計			8.0		

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応札者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

評価項目		評価基準	配点	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
企業 の 技術力	同種工事の施工実績の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満	1.2		
		75点以上77.5点未満	0.9		
		72.5点以上75点未満	0.6		
		70点以上72.5点未満	0.3		
		未受注及び70点未満	0.0		
	品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3		
		なし	0.0		
	過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4		
		なし	0.0		
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内 にない	0.0		
指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間 内にある		-0.5(減点)			
加算点小計			3.0		
企業 評価項目	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満の評価あり	1.0		
		75点以上77.5点未満の評価あり	0.5		
		上記以外(成績なし)	0.0		
	保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または1級建築士	0.5		
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.3		
		上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育(CPD)の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上	0.3		
		上記以外	0.0		
	安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育及び現場管理者統括 管理講習を受講している	0.4		
		職長・安全衛生責任者教育または現場管理者統 括管理講習を受講している	0.2		
上記以外		0.0			
加算点小計			3.5		
地域・ 社会貢献度	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4		
		なし	0.0		
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修 を受講している	0.4		
		上記以外	0.0		
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3		
		エコアクション21の認証取得あり	0.2		
	市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4		
なし		0.0			
加算点小計			1.5		
加算点合計			8.0		

自己採点表

工事名： _____

会社名： _____

自己採点（応札者）欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。

評価項目		評価基準	配点	自己採点 (応札者)	評価結果 (発注者)
企業 の 技術力	同種工事の施工実績の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去3年度の工事成績評定点の平均値	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満	1.2		
		75点以上77.5点未満	0.9		
		72.5点以上75点未満	0.6		
		70点以上72.5点未満	0.3		
		未受注及び70点未満	0.0		
	品質管理に対する取り組み	ISO9001の認証取得あり	0.3		
		なし	0.0		
	過去5年度の大分市優良建設工事表彰の有無	表彰あり	0.4		
		なし	0.0		
	指名停止の有無 (減点対象期間の採用)	指名停止措置なし：開札予定日が減点対象期間内 にない	0.0		
指名停止措置あり：開札予定日が減点対象期間内 にある		-0.5(減点)			
加算点小計			3.0		
企業 評価項目	過去一定期間内の同種工事の施工経験の有無	国、地方公共団体発注工事の実績あり	0.8		
		国、地方公共団体以外の発注工事の実績あり	0.4		
		上記以外	0.0		
	過去5年度の工事成績評定点の最高点	80点以上	1.5		
		77.5点以上80点未満の評価あり	1.0		
		75点以上77.5点未満の評価あり	0.5		
		上記以外(成績なし)	0.0		
	保有する資格	該当する資格の保有期間が5年以上または技術士	0.5		
		該当する資格の保有期間が5年未満	0.3		
		上記以外	0.0		
	保有資格の継続教育（CPD）の取り組み状況	保有する資格の継続教育推奨ユニット数以上			
上記以外					
安全衛生教育の取り組み状況	職長・安全衛生責任者教育の受講あり	0.2			
	職長・安全衛生責任者教育の受講なし	0.0			
加算点小計			3.0		
地域・ 社会 貢献度	災害時の活動体制の有無	防災協定あり	0.4		
		なし	0.0		
	労働安全衛生の取り組み状況	総合工事業者のためのリスクアセスメント研修を 受講している			
		上記以外			
	環境負荷に対する取り組みの有無	ISO14001の認証取得あり	0.3		
		エコアクション21の認証取得あり	0.2		
		なし	0.0		
	市民協働のまちづくり活動の実績の有無	実績あり	0.4		
なし		0.0			
加算点小計			1.1		
加算点合計			7.1		

「現場代理人としての工事成績が評価対象となるための資格一覧表」

- ・現場代理人としての工事成績が評価対象となるための資格一覧表
- ・発注業種に応じた「●」印がある資格を保有していた場合のみ評価対象となる。(業種は主な業種の抜粋)
- ・配置予定技術者の能力のうち「工事成績評定点の最高点」に関する補足資料

建設業の種類→	土木一式工事	とひ・土工・コンクリート工事	舗装工事	鋼構造物工事	しゅんせつ工事	造園工事	建築一式工事	電気工事	管工事	電気通信工事	機械器具設置工事	塗装工事	防水工事	消防施設工事	解体工事
国家資格↓															
監理技術者資格	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
一級土木施工管理技士	●	●	●	●	●							●			●
一級建設機械施工管理技士	●	●	●												
一級建築施工管理技士		●		●			●					●	●		●
一級電気工事施工管理技士								●							
一級電気通信施工管理技士										●					
一級管工事施工管理技士									●						
一級造園施工管理技士						●									
一級建築士				●			●								
技術士 建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●	●	●		●	●		●							●
技術士 総合技術監理:建設 (「鋼構造及びコンクリート」以外)	●	●	●		●	●		●							●
技術士 建設:「鋼構造及びコンクリート」	●	●	●	●	●	●		●							●
技術士 総合技術監理: 建設(「鋼構造及びコンクリート」)	●	●	●	●	●	●		●							●
技術士 農業「農業土木」	●	●													
技術士 総合技術監理「農業土木」	●	●													
技術士 電気電子 ※選択科目は問わない								●		●					
技術士 総合技術監理「電気電子」 ※選択科目は問わない								●		●					
技術士 機械(「流体力学」と「熱工学」以外)											●				
技術士 総合技術監理: 機械(「流体力学」と「熱工学」以外)											●				
技術士 機械「流体力学」又は「熱工学」									●		●				
技術士 総合技術監理:「流体力学」又は 「熱工学」									●		●				
技術士 上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)									●						
技術士 総合技術監理: 上下水道(「上水道及び工業用水道」以外)									●						
技術士 上下水道「上水道及び工業用水道」									●						
技術士 総合技術監理: 「上水道及び工業用水道」									●						
技術士 水産「水産土木」	●	●			●										
技術士 総合技術監理「水産土木」	●	●			●										
技術士 森林「林業」						●									
技術士 総合技術監理「林業」						●									
技術士 森林「森林土木」	●	●				●									
技術士 総合技術監理「森林土木」	●	●				●									
技術士 衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)									●						
技術士 総合技術監理:衛生工学(「水質管理」と「廃棄物管理」以外)									●						
技術士 衛生工学「水質管理」									●						
技術士 総合技術監理「水質管理」									●						
技術士 衛生工学「廃棄物管理」									●						
技術士 総合技術監理「廃棄物管理」									●						

総合評価落札方式 Q & A

(1) 技術提案および施工計画に関するもの	P26
(2) 企業の施工能力に関するもの	P27
(3) 配置予定技術者の能力に関するもの	P29
(4) 地域・社会貢献に関するもの	P30
(5) 自己採点方式に関するもの	P31
(6) その他事項に関するもの	P32

(1) 技術提案および施工計画に関するもの

Q	採点はどのようにするのですか？
A	簡易型は、1～2つの評価項目を選定し、それぞれに施工上の課題を設定しますが、ひとつの評価項目に対して最大5個までの提案ができます。優れた提案（一般的でない提案）であれば評価し、ひとつにつき1点を加点する方式とします。5個すべてが評価されれば5点となり、1～2項目×5点で5点または10点満点となります。 技術提案チャレンジ型は、原則1つの評価項目を選定し、施工上の課題を設定します。提案された施工計画が、設計図書を満足しない提案については「不可：0点」、設計図書を満足し記載が適切であれば「可、5点（4.5点）」とします。
Q	技術提案と施工計画の違いは何ですか？
A	簡易型については、技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事を対象としているため、課題に対する施工上の工夫等に係る優れた技術提案を求めています。また、技術提案チャレンジ型については、技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事を対象としているため、発注者が示す設計図書（標準案）の範囲内で適切で確実な施工を行う履行能力を確認するための施工計画を求めています。
Q	提案内容がオーバースペックの場合でも評価しますか？
A	評価しません。
Q	どのような場合がオーバースペックになりますか？
A	資材や製品等が、設計図書等で指定した仕様以上の過剰な性能を有する場合は。
Q	提案内容の履行確認はどのように行いますか？
A	簡易型は、監督員が着工前に施工計画書により履行のための手順や方法を確認し、計画どおり履行されているか確認します。技術提案チャレンジ型は、監督員が着工前に提案内容と施工計画書との整合を確認し、計画どおり履行されているか確認します。
Q	提案内容が履行されなかった場合、ペナルティがありますか？
A	簡易型は、加点された提案内容が履行できなかった場合はペナルティとして1提案につき2点を工事成績評定点から減点します。技術提案チャレンジ型については、ペナルティとしての工事成績評定点からの減点はありませんが、工事成績評定の考査項目に反映します。
Q	現場状況等が変わり、提案内容が履行できない場合もペナルティが課されますか？
A	履行できなかった原因が、施工者の責によるものでない場合はペナルティを課しません。
Q	簡易型について、評価されず加点されなかった提案内容も全て履行しなければなりませんか？
A	履行義務はありません。ただし提案内容が、共通仕様書や特記仕様書に記載されている内容であることにより評価されなかった場合は、履行しなければなりません。 また、加点評価されなかった提案内容を実施するか否かは、受注者が選択できます。ただし、本市監督職員が、履行することで不利益または不都合が生じる可能性があるかと判断することも考えられますので、履行にあたっては監督員の指示に従ってください。
Q	技術提案チャレンジ型について、評価されず加点されなかった施工計画の取扱いはどうなりますか？
A	設計図書や仕様書を満足しない等の理由により評価されなかった施工計画については、工事着手前に提出される施工計画書において十分内容を再検討し、監督員に提出してください。

(2) 企業の施工能力に関するもの

Q	当該年度契約状況における当該年度契約額とはどのように設定されていますか？
A	対象年度において、大分市（契約監理課）で入札を実施した設計金額が130万円を超える工事の契約額が対象となります。
Q	当該年度契約状況における当該年度契約額について、技術資料提出後から提出期限までの間に開札が行われた工事の取扱いはどうなりますか？
A	技術資料提出期限日までに落札者決定通知を受けた工事については、当該年度契約額の対象となり、評価において反映されます。その際、再度の資料提出は不要とします。
Q	当該年度契約状況における当該年度契約額及び過去3年度の平均契約額について、技術資料提出後から提出期限までの間に変更契約が行われた工事の取扱いはどうなりますか？
A	技術資料提出期限日までに変更契約を締結した工事については、各契約額の対象となり、評価において反映されます。その際、再度の資料提出は不要とします。
Q	当該年度契約状況における過去3年度の平均契約額について、大分市（契約監理課）で発注し契約を締結した工事で、上下水道局に契約が移った工事の取扱いはどうなりますか？
A	大分市（契約監理課）で発注し契約を締結し、契約担当者が上下水道事業管理者に変更となった工事についても、過去3年度の平均契約額に含まれます。なお、契約担当者が上下水道事業管理者に変更となった工事で、提出した資料に誤りや記入漏れがあった場合は、大分市（契約監理課）にて訂正を行います。
Q	当該年度契約状況の評価（配点）について、過去3年度に大分市（契約監理課）の対象工事を受注していなかった場合の取扱いはどうなりますか？
A	当該年度における対象工事の契約実績がない場合は最高点の評価となり、ある場合は最低点の評価となります。
Q	「同種工事」とはどのように設定されていますか？
A	同種工事の扱いについては、本ガイドライン10ページの「同種工事の施工実績の有無」に記載しています。規模等の詳細については、公告文をご覧ください。
Q	「同種工事の施工実績の有無」で、工事名称が求める同種工事そのものであれば契約書の写しでもかまわないですか？
A	工事名称が同一であっても内容が伴わない場合がありますので、工事内容がわかる資料が必要となります。
A	CORINSや契約書等の写しを提出してください。ただし、施工内容や施工規模等が判断できるものでなければ評価しません。
Q	「同種工事の施工実績の有無」は対象期間以前に契約締結をし、対象期間内に完成した工事は該当しますか？
A	契約締結日が対象期間内でなければ該当しません。
Q	「同種工事の施工実績の有無」について、造園工事でインターロッキング工の施工実績があれば舗装工事の「ブロック・タイル系舗装」の施工実績として評価の対象になりますか？
A	評価対象となる場合があります。本ガイドライン10ページの「同種工事の施工実績の有無」に記載しています。なお、規模等の詳細については公告文をご覧ください。

Q	「工事成績評定点の平均値」は3月に検査を受け、4月に通知を受けた場合、どちらの年度が対象になりますか？
A	検査を受けた日の年度が対象となります。

Q	当該年度の前年度までに完成通知を行った工事で、当該年度に工事成績評定通知を受けたものは対象となりますか？
A	当該年度の前年度末までに完成通知を行った工事であれば対象とします。

Q	「工事成績評定点の平均値」は当社が施工した全ての工事が対象となりますか？
A	業種別の評定点が対象となります。例えば、対象案件業種が土木一式工事の場合、舗装工事や建築一式工事の評定点は該当しません。業種については工事成績評定通知書に記載しています。なお、土木一式工事については、請負代金額3千5百万円以上の工事成績評定点に限ります。

Q	工事成績評定通知書を紛失して点数がわからないのですが、再発行はできますか？
A	契約監理課で通知書の写しをお渡しできます。企業関係者であるかの確認を要しますので、お問い合わせください。

Q	工事成績評定点を誤った点数で提出してしまいました。どうなりますか？
A	企業にとって不利な評価となる場合があります。詳しくは、本ガイドライン11ページの「工事成績評定点の平均値」をご覧ください。

Q	成績評定は国や他の地方公共団体のものでもよいですか？
A	工事成績評定点は、大分市（上下水道局は除く）発注のものが対象です。

Q	大分市（契約監理課）で発注し契約を締結した工事で、上下水道局に契約が移り上下水道局で検査を実施した工事成績評定点及び優良建設工事の表彰の取り扱いはどうなりますか？
A	上下水道局で完成検査を実施した工事成績評定点及び優良建設工事表彰は対象となりません。

Q	ISO9001で対象となる認定範囲はありますか？
A	認定範囲の対象はありません。

Q	指名停止期間による減点評価はどうなりますか？
A	<ul style="list-style-type: none"> ・開札予定日が減点対象期間にある場合は対象となります。 ・通知年月日ではなく、減点対象期間により判断します。 ・開札予定日と減点対象期間の末日が同日の場合は、減点対象となります。

Q	平成30年度から解体業で登録をしましたが、当該年度契約状況、同種工事の施工実績及び工事成績評定点の取り扱いはどうなりますか？
A	平成29年度以前にとび・土工・コンクリートの登録で、解体工事を行った工事は対象となります。

(3) 配置予定技術者の能力に関するもの

Q	<p>工事成績評定点の最高点の評価について、当該業種（工種）に応じた資格を所持していない現場代理人が完成検査まで従事した過去の同種工事は、技術者の経験として評価の対象となるのでしょうか。</p> <p>また、過去の同種工事において、現場代理人として従事中（工期途中）に当該業種（工種）に応じた資格を取得した場合、技術者の経験として評価に該当しますか？</p>
A	<p>該当しません。</p> <p>また、現場代理人としての施工経験は、過去の同種工事において当該業種（工種）に応じた資格を契約時から有していた場合にのみ評価対象とします。</p>
Q	<p>担当技術者として配置された場合も経験として該当しますか？</p>
A	<p>該当します。</p>
Q	<p>担当技術者として配置された場合の成績評定は該当しますか？</p>
A	<p>該当しません。</p>
Q	<p>配置予定技術者の経験と企業の実績は同一工事でもよいのですか？</p>
A	<p>同一工事でも認めます。</p>
Q	<p>上記の場合において、添付書類は兼ねることができますか？</p>
A	<p>兼ねることができます。</p>
Q	<p>「同種工事の施工経験の有無」と「工事成績評定点の最高点」は配置予定技術者が別の企業に在籍中の経験は対象としますか？</p>
A	<p>対象とします。</p>
Q	<p>当該年度の前年度までに完成通知を行った工事で、当該年度に工事成績評定通知を受けたものは対象となりますか？</p>
A	<p>当該年度の前年度末までに完成通知を行った工事であれば対象とします。</p>
Q	<p>配置予定技術者が別の企業に在籍時の成績評定点を調べることはできますか？</p>
A	<p>工事成績評定点は他の会社の方には教えることは出来ません。配置予定技術者本人が、工事の関係者であったことが確認できた場合(CORINS等により)で、本人であることの確認が出来る場合は評定点を開示しますのでお問い合わせください。</p>
Q	<p>成績評定は国や他の地方公共団体のものでもよいですか？</p>
A	<p>工事成績評定点は、大分市（上下水道局は除く）発注のものが対象です。</p>
Q	<p>大分市（契約監理課）で発注し契約を締結した工事で、上下水道局に契約が移り上下水道局で検査を実施した工事成績評定点の取り扱いはどうなりますか？</p>
A	<p>上下水道局で完成検査を実施した工事成績評定点は対象となりません。</p>
Q	<p>配置予定技術者の同種工事の経験は、JVでの工事でも対象となりますか？</p>
A	<p>代表構成員、その他構成員ともに対象となります。</p>

Q	平成30年度から解体業で登録をしましたが、同種工事の施工経験及び工事成績評定点の取り扱いはどうなりますか？
A	平成29年度以前にとび・土工・コンクリートの登録で、解体工事を行った工事は対象となります。

Q	「職長のためのリスクアセスメント教育」の受講修了証の写しを提出する場合、平成18年3月以前の「職長教育」または「職長・安全衛生責任者教育」の受講終了書の写しも提出する必要がありますか？
A	平成18年3月以前に「職長教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講している場合は、受講終了書の写しの提出が必要となります。

Q	現場代理人は同一工事の特例監理技術者を兼務することができますか？
A	特例監理技術者は2つの現場を兼務しますが、現場代理人は現場に常駐となります。そのため、現場代理人と特例監理技術者の兼務はできません。

Q	現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼務することができますか？
A	同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼務することができます。なお、他の工事の監理技術者補佐とは兼務できません。

(4) 地域・社会貢献に関するもの

Q	防災協定の証明書は県の様式でよいですか？
A	大分市の様式で提出してください。

Q	防災協定の相手が国土交通省、大分県住宅供給公社又は大分市水道局でも評価しますか？
A	大分市内を対象としたものであればあれば評価します。また、大分県住宅供給公社は県の機関、大分市上下水道局は市の機関として取り扱います。大分市が現在協定を結んでいるのは以下の協定です。 1. 社団法人 大分県建設業協会大分支部 ・ 集団災害時における応急復旧工事等についての協定 2. 大分市管工事協同組合 ・ 災害時における下水道管路施設および排水設備の復旧に関する協定書 ・ 災害時の応急活動の協力に関する協定書 3. 大分市電気工事協同組合 ・ 災害時の応急対策に関する協定 4. 社団法人 大分県造園建設業協会中支部 ・ 集団災害時における応急復旧工事等についての協定

Q	「アダプト事業」とは何ですか？
A	道路や河川などの公共施設の一定区画を、住民や団体等が里親となって清掃活動等を行い管理することを言います。愛情と責任を持って清掃美化されることから、「アダプト（養子にする）」に例えられ、「アダプト事業」と呼ばれています。

Q	「市民協働のまちづくりの活動」で評価されない活動はありますか？
A	助成金等の金銭の授受が伴う活動や、自社で施工中の工事現場付近での清掃は評価しません。

Q	公共空間の清掃の公共空間とはどういうところですか？
A	道路や河川を対象とします。

Q	公共空間の清掃での継続実施とは？
A	2ヶ月に1回以上の清掃活動を続けて行ったものとします。

Q	2ヶ月に1回以上の清掃活動は60日以内の間隔で実施しないとだめですか？
A	活動の実施間隔については期間を設けていませんが、2ヶ月に1回以上の活動は必要となります。 例) 3/14 1回実施 4月 活動なし 5月 活動なし 6/17 1回実施 ⇒ 2ヶ月に1回以上の活動に該当します。但し、指定する期間において2ヶ月に1回以上となる必要があります。指定する期間については、公告文を確認してください。

Q	公共空間の清掃で複数名とありますが、2名の者が交替で単独で行うことは該当しますか？
A	該当しません。常に2名以上での参加の清掃活動が対象です。

Q	ISO14001で対象となる認定範囲はありますか？
A	認定範囲は問いません。

Q	リスクアセスメント講習を受講した者が社員である証明は健康保険証のみですか？
A	健康保険証のみとします。

Q	特定工事の受注実績の有無について、土木工事での受注実績は建築・設備工事でも評価されますか？
A	土木工事のみ評価の対象とし、建築・設備工事では評価しません。 ただし、土木工事における土木一式、舗装、造園は土木工事での受注実績があれば、いずれも評価します。

(5) 自己採点方式に関するもの

Q	同日に複数の総合評価落札方式に係る自己採点方式での開札があった場合に落札制限はありますか？
A	総合評価落札方式の場合、落札制限はありません。

(6) その他事項に関するもの

Q	総合評価落札方式は、適用基準の設計金額以上の工事はすべて行いますか？
A	災害復旧工事等で緊急を要する場合、施工実績がなく実績点での競争が難しい場合、機器費等が直接工事費の多くを占めている場合など、総合評価落札方式を適用しない場合もあります。
Q	技術資料について不足や不備があった場合、企業側に電話連絡で確認してもらえますか？
A	総合評価落札方式に対する書類の不足に対しては個々に連絡はしません。提出された書類で確認できる範囲で評価し、確認できない部分については評価しません。
Q	落札者決定後、技術評価点に対して疑義や質問がある場合にはどのようにしたらよいですか？
A	応札者に評価内容を書面により通知しますので、説明を受けたい場合は通知日から2週間以内に請求してください。なお、自己採点方式においては、審査結果の通知又は自己採点の添削は書面による請求があった場合のみ通知しますので、説明を受けたい場合は通知日から2週間以内に請求してください。
Q	評価内容は応札者全員に通知してくれるのですか？
A	技術資料の内容が欠格要件に該当する場合や配置予定技術者を配置できなくなった場合は評価しませんので通知を行いません。
Q	提出した技術資料の間違いに気付いた時は、訂正が可能ですか？
A	技術資料提出期限内であれば差替えができます。ただし、電子入札システムでの再提出ができませんので、紙媒体により持参してください。
Q	大分市の技術資料の様式はどこで入手できますか？
A	入札情報サービスで、工事ごとに添付書類をダウンロードできますのでご覧ください。
Q	技術資料の内容が欠格要件に該当するのはどのような場合ですか？また、どのように取り扱いますか？
A	技術資料の内容が欠格要件となるのは、表紙(別記様式1)、技術提案(技術資料様式2-1)または施工計画(技術資料様式2-2)の様式が添付されていない場合(未記入の場合を含む)、自己採点表が未提出の場合、競争参加資格を満たしていないこととして入札を無効として取り扱います。
Q	受注者が一定の期間内で工事着手日を選択できる工事の余裕期間内において、主任(監理)技術者等の配置は必要ですか？
A	主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者、監理技術者補佐も含む)及び現場代理人の配置は不要です。